

【行政対応特別研究】

特別研究会報告要旨（2004年3月26日）

韓国農業・農村の特徴と 国際競争下での動向

——イェ・ムラの変貌を中心として——

（信州大学）加藤 光一

韓国において、94年に農地法が制定されたことにより、構造政策が完成したといえることができる。韓国の憲法では「自耕農」を明記し、これを前提に農政が進められてきたが、94年に「自耕農」の概念を外し、「農業人」として位置づけた。それまで「自耕」を掲げていたにもかかわらず、賃貸借が50%近くにのぼり、農地の流動化が進んだ。また、農地法の政策体系の中でも法人組織等については、日本での議論を取り込みながら作られた経緯がある。

99年に農業農村基本法が制定され、親環境農業政策への転換が図られる。親環境農業には家族経営が適していることから、「家族農」を重視するようになる。

2004年2月23日の農業農村総合対策では、95年～2003年までの今までの政策を総点検し、新たな施策を打ち出している。これまで、勤労者世帯と農業者世帯との所得格差は拡大し、UR合意後実施された対策により施設農家は増えたが、大規模、若年層を中心に負債も増加してきている。このような状況を踏まえ、新たな対策は、2002年現在98万戸の農家を2013年には60万戸農家にし、稲作では2～5ha層に集積し6ha規模の農家を育成する。また、すでに開始されている水田直接支払とあわせ、条件不利地域を対象とした中山間直接支払を2006年からスタートさせるなど（パイロット事業はすでに2年目を迎えている）、親環境農業政策を打ち出し、2013年までに119兆ウォンの支出を伴う内容となっている。

韓国における農業構造の特徴は、高水田利用率、少農家世帯員数、高い高齢農家・60歳以上農業就業人口、高専業農家率があげられよう。

韓国でのチブ（いえ）は家族の結びつきが非常に強く、マウル（むら）は日本の集落に比べ住民の関係が疎遠であるといえる。忠清南道ロンサン市において、韓国農村経済研究院とともに行っている定点調査から、以下の点が指摘できる。集落への転入、転出は多いが、集落の規模（世帯数）は概ね一定である。また、農家世帯数は半減する一方で、非農家世帯が増加した。さらに、農家世帯では、借地農家数が増加、農業労働が消滅した。

韓国では、日本とは違い、新規に集落に転入しても耕地を借入しやすい。規模拡大をしている農家は、意欲的な農家だけでなく、今まで小規模農家や農業労働者が規模拡大しているケースも多い。これは、韓国では教育投資のため農地が使われることが多く、教育投資できなかった人が農家として残ることも多いことによる。一方で、口約束であったり、1年単位での契約もあるなど不安定な面もあるのも事実である。

農地法の改正により、300坪未満であれば都市住民も市民農園として農地を購入できるようになり、ホビー農家も現れてきている。今後の韓国農業の担い手としては、ある程度の面積を耕作するものが大宗を担い、高齢農家が親環境農業を实践するような形でこれを補完するようになるのではなかろうか。

（文責 久保香代子）

【行政対応特別研究】

特別研究会報告要旨（2004年3月26日）

チリ - 韓国 FTA 締結をめぐって

（名古屋外国語大学）中西 三紀

2004年2月16日、韓国国会はチリとのFTA批准同意案を可決し、今年上半期中には両国間の自由貿易協定が発効される見通しとなった。今回の報告は、チリの対日農林畜産物輸出の現状を整理するとともに、今後、日本 - チリ間のFTAが議論されるであろうこ